

枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例施行規則

令和5年4月1日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成28年枚方京田辺環境施設組合条例第20号、以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、枚方京田辺環境施設組合議会の議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(会議に伴う費用弁償の額の算定)

第2条 議員が招集に応じ、若しくは幹事会その他の会議等に出席するためにした条例第3条第1項に規定する旅費の額は、費用弁償の支給に係る調書（別記様式）に記載された方法、経路に基づき算出する。

(枚方京田辺環境施設組合会計規則の特例)

第3条 前条に係る支出負担行為において、枚方京田辺環境施設組合会計規則（平成28年枚方京田辺環境施設組合規則第12号。以下「会計規則」という。）別表第1（第25条関係）支出負担行為整理区分中、「出張命令簿兼請求書」とあるのは、「費用弁償の支給に係る調書」とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式

費用弁償支給に関する調書

年 月 日

区分	氏名	住所又は居所
枚方京田辺環境施設組合議員		

用務	交通機関の名称	利用区間・経路	運賃等 (片道・円)
			運賃等計 円
	自動車等交通用具	※經由する路線名・交差点名を順に記載 (地図貼付、図示による場合は、裏面)	

年 月 日以降の上記用務に係る枚方京田辺環境施設組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第3条第2項に基づき費用弁償として支給する旅費の額は、_____円/回と算定する。

組合議会書記長

⑩

(裏)

※地図貼付の場合は、経路を朱書で示すこと。

